

第2回 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会

日時：平成25年2月21日(木)

午前9時30分～

場所：アートフォーラム大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 アドバイザー講話

「他館における各種事業の取組事例について」

4 協 議

(1) 文化会館に望む事業や活動について (まとめ)

(2) 基本理念や基本方針について

(3) その他

5 閉 会

(1) 文化会館に望む事業や活動について (まとめ)

第1回検討委員会では、課題を共有し合うために、各委員の想い、新文化会館に期待するもの、活動内容、事業等についてお話いただきました。

発言内容からキーワードをピックアップし、内容を次の5つに分類しました(整備基本計画の基本理念にある大きな3つの柱「支える」「育てる」「高める」、それから「運営」に関すること、また、意見はありませんでしたが、他館の事例を参考としたものを「その他」として記載)。

まとめた結果、以下のような事業や活動が考えられました。【詳細は、A3横資料のとおり】

文化会館に望む事業や活動

① 支える

- ◎魅力ある施設、活動
- ◎いつも人の動きや賑わいのある空間作り
- ◎貸館のルール
- ◎利用料金・減免

② 育てる

- ◎未来を担う子どもたちを育てる施設、事業
- ◎若い世代の積極的な利用
- ◎伝統文化の継承

③ 高める

- ◎芸術文化に興味を持つ市民が増える公演の実施
- ◎国や企業等からの助成
- ◎情報提供、情報発信、情報交換

④ 運営

- ◎市民参画、鶴岡に合った新しい運営組織
- ◎情熱、モチベーションのある運営組織

⑤ その他

- ◎交流・コミュニケーション
- ◎プレイベント
- ◎開館記念事業
- ◎広報宣伝活動

文化会館に望む事業や活動(まとめ)

①支える

前回出されたご意見	キーワード	具体的な事業や活動(課題)	「総称」や成果
<p>◎魅力ある施設、活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何かの魅力が無ければ人は集まらない。 ・鶴岡にこういう事をやれる会館があると喜んでくれるようなものは何なのか。 ・日本全国どこもやってない、そして、今までの固定観念である文化会館というものをぶち破るような、そういうものも一緒に加えることが出来るのならば面白い。 ・我々が山形や仙台に行くのと同じように、山形や仙台からも来ていただけるような活動が出来れば、鶴岡の伝統文化も含めながら発信できる1つの大きな施設になる。 ・いい施設いいものがあるといい人が呼べて、いい人が来るとお客さんもいっぱい来て、鶴岡に来てくれる人が増えるというのは間違いない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力が無ければ人は集まらない ・喜んでくれるような施設 ・日本全国どこもやっていないもの ・山形や仙台からも来てくれる活動 ・いい施設いいものがあると、鶴岡に来てくれる人が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある施設、活動を行う (魅力ある施設や活動、鶴岡ならではのオリジナリティとは) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内、市外から人が集まる ・リピーターも増える
<p>◎いつも人の動きや賑わいのある空間作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の文化会館では、何も無い時は「閉切り」の文字だけ大きく見えて、真っ暗になっている。新しい文化会館では、誰かがいつも動いているのが見れたり、練習しているような所が見れたり、いつも明かりがあるというようになればいい。 ・365日、毎日利用がある会館にしていくためには、どうしたらいいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰かがいつも動いている ・いつも明かりがある ・毎日利用がある会館 	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいがある施設の運営 (どのような運営が望ましいか) ・使いやすい貸館ルールを作る (使いやすい貸館ルールとは) 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に人の動きや、賑わいがある空間 <p>「貸館計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日利用がある ・例年利用が少ない、1～5月の利用も増える
<p>◎貸館のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術祭のシーズンなど、同じ時期にみんな使いたがって困っている。逆にどこもあまり使わない時期もある。 ・今まで無かった自主事業が急に入ってくるため、今まで使っていた人たちが追い出されると思われぬような配慮が必要。自主事業と貸館の割合のバランス。 ・限られている部屋を、どうシェアしていったらいいのかも本気で考えないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ時期にみんな使いたがって困っている ・今まで使っていた人たちが追い出されると思われぬような配慮 ・限られている部屋を、どうシェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の仕組みの問題点を洗い出し、近隣施設の事例も参考としながら検討する。 (公平な貸館のルールとは) <p>他にも</p> <ul style="list-style-type: none"> ★予約希望の重複時の対応は ★休館日は 	<p>「貸館計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平等に施設を利用できる
<p>◎利用料金・減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこまでの利用料金の援助が出来るのかといったような部分についても、共通理解で検討するようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこまで利用料金の援助が出来るか 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状やこれまでの経過、近隣施設の事例を参考としながら検討する。 (利用者と運営者側の両方の立場を考慮した、利用しやすい料金設定、分かりやすい料金体系、減免とは) 	<p>「貸館計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい ・利用が多い

文化会館に望む事業や活動(まとめ)

②育てる

前回出されたご意見	キーワード	具体的な事業や活動(課題)	「総称」や成果
<p>◎未来を担う子どもたちを育てる施設、事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の想いが育っていく、繋がっていく文化会館になって欲しい。 ・素晴らしい環境の中で、子どもたちが発表できれば、それなりの自信と誇りにも当然なるでしょうし、文化会館への魅力も大きくなっていく。 ・心が通い合うような、生身の人がステージに上がって演じる、声を出す、色んな活動が出来て、それを肌で感じられるという事が、何よりも大事な事ではないか。 ・一番は、子どもたちに本物をいかに見せるか、いかに感動を味わってもらえるか。 ・舞台上に立って人に聞かせると何かを感じる。そこから、色んなものに感動が持てるようになったり、心が豊かになったりする。それを持って、育っていったら、こんなに素晴らしい事はないのではないか。 ・伝統文化の継承も含めて、子ども芸術祭という子どもを主体にした芸術祭も展開されている。 ・地域づくりという目線で、子どもたちに体験をさせたいと特に思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の想いが育っていく、繋がっていく ・自身と誇りに繋がる ・心が通い合う ・本物をいかに見せ、いかに感動を味わってもらえるか ・色んなものに感動が持てるようになる ・子どもを主体にした芸術祭 ・子どもたちに体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の小中学校、高等学校の利用促進(出演者側・鑑賞者側の両面から) ・子どもたちへの演劇、合唱、器楽、舞踊の体験事業 ・子ども芸術祭 など 	<p>「育成事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡の未来を担う、心豊かな子どもたちを育てる
<p>◎若い世代の積極的な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人に街中に出てきてもらって、若い人のやっているものを見せてもらいたい。 ・シルクガールズも含めた総合の学科の発表などは、表に出てきてもらえるから、市民が学校にどうぞ入れてくださいと言って行くよりは、楽に見られる。 ・高校生や青年の活動として使える場になって、ここで何か新しいアイデア、地域づくりの考え方が生まれたりするというような役割なども、この施設が担うようになれば、本当に素晴らしい。 ・これからどんどん地域の人口が減っていき、高齢者が増えると予測されているので、そういう中で地域を作っていくには、若い世代の力が凄く大事。 ・様々な課題が解決していくと街の賑わいや若者の県外流出なども防げるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の活動を見たい ・シルクガールズ ・学科の発表 ・高校生や青年の活動として使える ・若い世代の力 ・街の賑わい ・若者の県外流出を防げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が望む施設や備品の整備、利用しやすい運用・料金体系 ・文化フェスティバルの実施 ・学校の研究発表会 など 	<p>「貸館計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者が積極的に利用 <p>「育成・創造事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の活動や発表の場として積極的な利用がある
<p>◎伝統文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡の文化の継承、温故知新というものも、鶴岡には何か1つキーワードとして、大切な言葉となっていくのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡の文化の継承 ・温故知新 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能の育成事業 ・伝統芸能の開催支援 など 	<p>「普及・発掘事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡の伝統芸能や文化が継承され、新たな担い手が育つ

文化会館に望む事業や活動(まとめ)

③ 高める

前回出されたご意見	キーワード	具体的な事業や活動(課題)	「総称」や成果
<p>◎芸術文化に興味を持つ市民が増える公演の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が、あれを見たいこれを聴きたいという声を発信できるような仕掛けが必要。 ・今まで文化会館に興味の無かった7~8割の方々が、どういった形で活動に参加していけるかも大きな1つの課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・声を発信できるような仕掛け ・芸術文化に興味の無い7~8割を、どういった形で参加させるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた芸術文化の公演鑑賞 ・若手アーティストの公演鑑賞 ・市民の声を吸い上げる仕組み など 	<p>「鑑賞事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が本当に望む事業の実施。 ・芸術文化に興味を持つ市民が増える
<p>◎国や企業等からの助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(文化庁)の助成事業を、ぜひ鶴岡でも使いたい。 ・ファンドレイジング(資金調達)は簡単な事ではないと思うが、色々な企業から支援をしていただければ、運営事業自体も全然違うものが出来てくると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業を鶴岡でも使いたい ・色々な企業から支援を 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や財団等の助成事業を使ったプロの公演鑑賞の実施に向けて、継続的な申請。 ・民間企業から様々な支援(具体的な支援の方法は) 	<p>「鑑賞事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化に興味を持つ市民が増える <p>「収支計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政に負担がかからない形での、各種事業の実施
<p>◎情報提供、情報発信、情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい文化会館を經由して鶴岡のありとあらゆるものに入っていけるようにしたい。 ・若者が勉強するために、高齢者の方も入りたくなるような、自分の興味のあるものが見られたり、そういうものに触れてみたいというような事が直ぐ出来る施設にしたい。 ・古い伝統文化を大切にしつつも、ITなどにも取り込んでいき、全国に情報発信などをしていけば、大きく全国的に注目されるものになるのではないか。 ・鶴岡が持っているものを世界に向けて発信したり、逆に瞬時に自分たちの持っていない情報、眠っている情報を相手方から貰えるようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化会館を經由して鶴岡のありとあらゆるものに ・若者が勉強するため自分の興味のあるものが見られる ・全国に情報発信 ・持っていない情報を相手方から貰える 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部に舞台芸術、伝統芸能、音楽芸術に関する書籍や映像を集めた情報サロンのコーナーや、会員の募集やボランティアの情報交換を出来るスペースを設ける ・ホームページや機関紙を活用しながら、事業の実施結果や事業予定の発信 ・他館との交流や情報交換、情報共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の芸術、文化性が高まる ・施設の活性化 ・他館とのネットワーク

文化会館に望む事業や活動(まとめ)

④運営

前回出されたご意見	キーワード	具体的な事業や活動(課題)	「総称」や成果
<p>◎市民参画、鶴岡に合った新しい運営組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の運営組織の良かった点、悪かった点を明確にして、問題点の洗い出しを。その上で、新しく組織するグループが何をすべきなのかを考えていきたい。 ・ソフトの部分で魂を育む、血の流れを作る運営組織という事でやっていきたい。 ・自主事業も役所でやってくれ、文化庁から予算もうまく取ってくれと、みんな役所におんぶに抱っこでは、せつかくこの40億50億かけて作る施設が堅くなってしまふ。 ・行政主体のグループが組織するのかNPOの方々がやるのか明確にして欲しい。貸館や自主事業、収支、広報など何をするか、全くその方向性が変わってくる。 ・鶴岡にどういった運営組織がっているのかという事は、この委員会で考えていければと思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点の洗い出し ・魂を育む、血の流れを作る運営組織 ・みんな役所におんぶに抱っこでは施設が堅くなってしまふ ・誰が組織するのか ・鶴岡にあった運営組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の運営組織の事業評価 ・市民の参加や協力による運営組織 ・芸術文化団体等の活用 <p style="margin-top: 10px;">他にも</p> <ul style="list-style-type: none"> ★市民等で構成し、事業の評価や公平性を確認する「運営委員会」は ★市民による「友の会」は ★市民による「ボランティア組織」は 	<p>「運営主体・組織」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡に合った新しい管理運営 ・市民が積極的に運営に関わる施設
<p>◎情熱、モチベーションのある運営組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化というのは、1人の情熱が育てる。それが波及していく。 ・文化会館に対するスペシャリストは当然必要だが、ゼネラリストも絶対に欠かせない。 ・ラ・フォル・ジュルネ(クラシック音楽の祭典)のようなものを作るくらいのモチベーションのある団体になっていければ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化は1人の情熱が育て波及していく ・文化会館に対するスペシャリスト、ゼネラリスト ・モチベーションのある団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・会館運営の経験があり、自主事業の企画を含む人材ネットワークを持った館長等のスタッフを配置した組織による運営 	<p>「運営主体・組織」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情熱、モチベーションのある運営組織による管理運営

⑤その他(意見はありませんでしたが、他館の参考事例より)

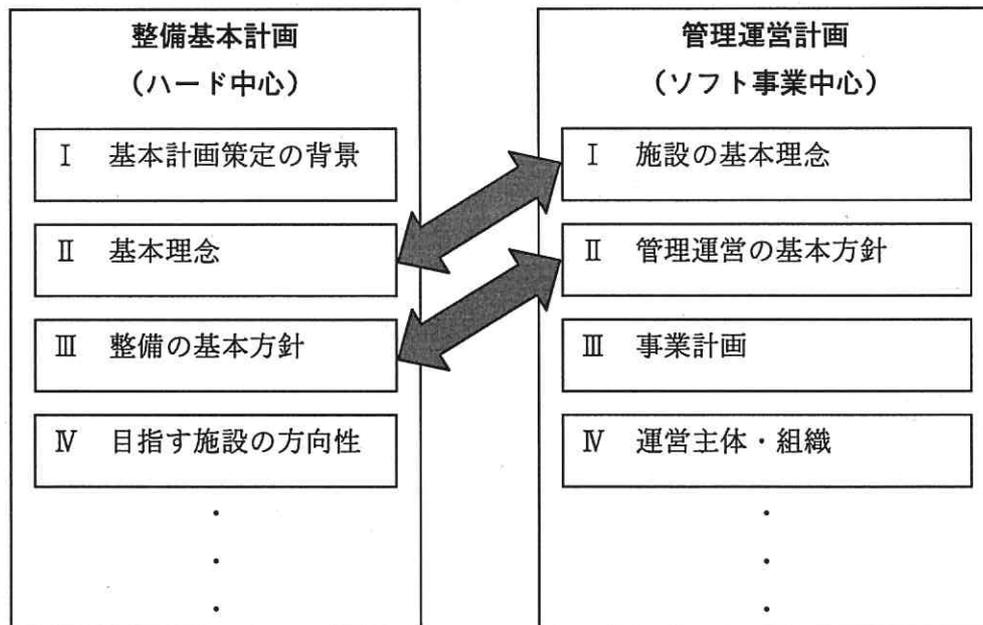
分類	具体的な事業や活動(課題)	「総称」や成果
<p>◎交流・コミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開放型事業(全施設を使ったフェスティバルや講座など) ・アウトリーチ事業(学校、企業、病院、商店街などへの派遣活動)など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への芸術文化の浸透 ・新たな観客の開拓や育成
<p>◎プレイベント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞事業 ・ワークショップ ・市民で作る催し など(別施設等を使った形になるが、実施が望まれる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新文化会館オープンに向けた市民の機運が高まる
<p>◎開館記念事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元芸術文化団体の合同事業 ・オーケストラ、オペラ、劇団公演 など(先進事例を踏まえながら、本市で望まれる事業について検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念や基本方針が事業の形で内外に示される ・地域の文化芸術の発展の契機
<p>◎広報宣伝活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称募集 ・シンボルマーク ・パンフレット ・一般紙への情報掲載 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市民、さらには市民以外に対しても、認知度が高まる

(2) 基本理念や基本方針について

昨年度策定した、整備基本計画の「基本理念」「整備の基本方針」に基づいた、管理運営計画の「施設の基本理念」「管理運営の基本方針」を検討します。

管理運営に関する記述など、不足している内容については、文言の修正や追加が必要と考えます。

基本理念や基本方針では、どんな目的のために、どんな事業や管理運営をしていくのかという視点で、新しい施設の使命を明らかにします。



Ⅰ 施設の基本理念（案） ※整備基本計画に基づいた形

ここでは、新文化会館の施設整備における上位概念の整理を行い、施設の持つべき基本理念を検討する。

1 上位計画での位置づけ

次の上位計画に施設整備や文化芸術の振興が位置づけられています。

(1) 新市建設計画

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併後の新市を建設していくための基本方針と主要な施策などを定めた新市建設計画において、新市の施策「3誇れる文化の継承・発展と交流の拡大」の中で、文化活動の中核施設等の整備を掲げています。

(2) 鶴岡市総合計画

鶴岡市総合計画（平成21年1月策定）の第3章「未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります」における、第4節「芸術の振興と文化資源の保存継承（1）市民の芸術活動の環境の充実」の主な施策として、「文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図る」ことを掲げています。

(3) 鶴岡市文化会館整備基本計画

鶴岡市文化会館整備基本計画（平成24年3月策定）において、基本理念や基本方針、施設計画、運営計画、整備スケジュールなどに関する市の基本的な考え方を定めています。

(参考) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年 法律第49号）の定める趣旨「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与すること」に沿って、劇場、音楽堂等の活性化に係る取組をはじめ、文化芸術の振興が求められています。

2 施設の基本理念

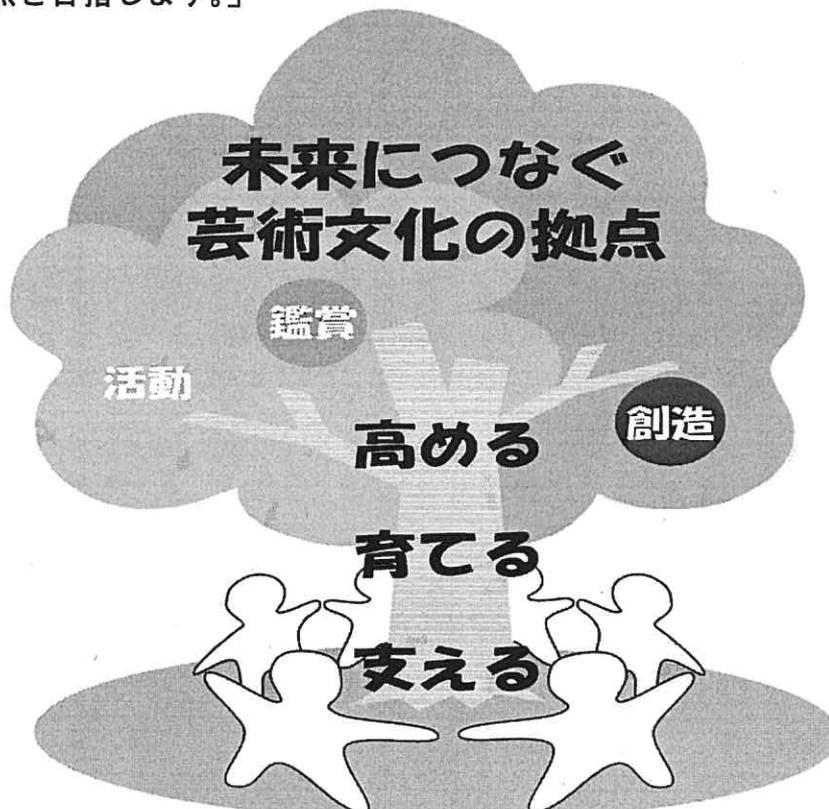
本市には、長い歴史の中で培われてきた文化的土壌があり、広範で創造性に富んだ芸術文化活動が市民各層にわたって行われています。また、地域文化に根ざした様々な学習・交流活動も活発で、優れた文化活動の伝統の継承がなされ、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となっています。

こうした中で、新しい文化会館は、上位計画を前提とし、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動の拠点として、また、市民が集い、繋がる、交流の場とします。

「 ^{ささ}支える ^{そだ}育てる ^{たか}高める 」

未来につなぐ芸術文化の拠点

「文化会館は、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、未来の担い手を育み、芸術・文化性を高め、人々が集い、交流し、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指します。」



『新市建設計画』より抜粋

3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

(1) 地域文化の振興

地域の豊かな自然環境と人々の暮らしの中で培われてきた文化財、能や歌舞伎、獅子踊り等の民俗芸能、まつりや伝統行事、生活文化などを保存継承するとともに、城下町としての町並みや各地域に残る歴史的たたずまいなどを保全活用します。

また、地域固有の歴史・文化等の資源に親しみ、学習や研究活動を促進する拠点づくりを進めるとともに、市民により幅広く高度な創作活動が展開されてきた伝統を生かしながら芸術文化活動を一層振興するための基盤を整えます。

これらの豊かな文化資源の集積を土台にして、市民の文化・芸術活動を更に高度な活動に発展させることにより、市民の豊かな感性を磨き、新たな文化を創造していきます。

<主な事業>

- 文化財、伝統芸能などの保存伝承
- 歴史的建造物等の保存と活用
- 文化活動の中核施設等の整備
- 郷土資料・文化研究基盤の整備

等

(2) 自然環境の保全と活用

新市が有する豊かな自然環境を後世に継承するとともに、人々のやすらぎと憩いや学習のフィールドとして地域内外の人々の交流の拡大を目指し、これらの資源の新たな価値を見出し、かつ創造的に活用します。このため自然・農業体験や学習等、農山漁村でのグリーンツーリズムによる都市と農村住民との交流、あるいは滞在型の研究や創作活動、健康づくりなどを行う魅力ある拠点等の整備やソフトプログラムの開発を推進します。

また、森林、河川・湖沼、海岸などの美しい景観や豊かな自然等が持つ地域資源としての価値、森林や農地などの多面的機能を保全するために、森林や農

『鶴岡市総合計画』より抜粋

第3章 未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(1) 市民の芸術活動の環境の充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

○主な施策

- ①市民の芸術文化活動の発表の機会となる芸術祭や文化祭を通し全市的交流を促進します。
- ②文化施設、社会教育施設など公共施設や民間施設の活用を進め、練習、発表の場の拡充を図ります。
- ③本市唯一の本格的な舞台ホールである文化会館へのニーズの増大と老朽化に対応するため、文化都心である中心市街地地区に現代的な機能を備えた文化会館を改築整備するとともに、国内外の優れた芸術の鑑賞機会の充実を図ります。
- ④市民ニーズにあった鑑賞機会などを提供するため、市民や団体が主体的に企画、展開する事業への支援の充実を図ります。
- ⑤合唱や器楽、美術などの分野で、児童生徒を対象に、内外の優れた指導者による講習や体験機会を設けるなど子どもたちの感性を伸長し、レベルアップをめざす取組みを進めます。

(2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究

○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが城下町や農山漁村としての文化を理解しながら後世に継承できるように、地域と住民の主体的伝承活動を支援するとともに、貴重な史料や業績を調査、収集、保存し、学習研究を進める体制を整備します。

○主な施策

- ①文化的特色と地域社会の維持に大きな役割を果たしている伝統芸能の担い手の育成を積極的に支援します。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

1. 趣 旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等(以下「劇場、音楽堂等」という。)に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現 状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概 要

- ① 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。(第2条～第8条)
- ② 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。(第9条～第15条)
- ③ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。(第16条)

(参考)

- ① 「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義(第2条)
- ② 劇場、音楽堂等の事業(第3条)
- ③ 劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割(実演芸術の水準向上等)(第4条)
- ④ 実演芸術団体等の役割(実演芸術に関する活動の充実等)(第5条)
- ⑤ 国の役割(劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施)(第6条)
- ⑥ 地方公共団体の役割(地域の特性に応じた施策の策定、実施)(第7条)
- ⑦ 関係者等(劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体)の相互の連携及び協力(第8条)
- ⑧ 国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置(第9条)
- ⑨ 国際的に高い水準の実演芸術の振興等(第10条)
- ⑩ 国際的な交流の促進(第11条)
- ⑪ 地域における実演芸術の振興(第12条)
- ⑫ 人材(制作者、技術者、経営者、実演家等)の養成及び確保等(第13条)
- ⑬ 国民の関心と理解の増進(第14条)
- ⑭ 学校教育との連携(第15条)
- ⑮ 劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定(文部科学大臣)(第16条)

3. 施行期日

公布の日(平成24年6月27日)